

令和6年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況に関する評価調書

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

所管部署	障害福祉課
------	-------

第1 施設概要及び指定管理者

1 施設概要

名称	水戸市障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズ
所在地	水戸市見川町 2563 番地の 705
設置根拠	水戸市障害者教養文化体育施設条例
設置目的	障害者の教養文化の向上並びに健康及び福祉の増進を図る。
施設内容	水戸市障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズ
利用料金制	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

2 指定管理者

選定方法	非公募
名称	社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会
構成員	—
所在地	水戸市赤塚1丁目1番地
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
業務内容	1 教養文化体育施設の維持管理に関すること。 2 障害者の教養文化活動の支援及び体力の向上の指導に関すること。 3 障害者の福祉に係る情報の収集及び提供並びに相談及び助言に関すること。 4 上記のほか設置目的の達成に必要な事業に関すること。 5 教養文化体育施設の使用の許可に関すること。 6 教養文化体育施設の使用料の徴収に関すること。 7 市長が教養文化体育施設の管理上必要があると認めること。
その他	〔これまでの指定管理者〕 水戸市障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズ（非公募） 平成18年4月1日～令和3年3月31日（3期15年）

第2 評価結果

指定管理者による管理運営状況の評価は、施設の維持管理等の業務について仕様書等に定められた要求水準を満たしているかどうか（業務の要求水準達成度に関する評価）、提供されるサービス等について利用者の満足を得られているかどうか（利用者の満足度に関する評価）の2つの観点から行い、要求水準を達成している場合は「適正」、不十分であり改善が必要な場合は「要改善」の判定を行っています。また、2つの観点からの評価を総合した総括評価については、簡明さ等の便宜上、5段階による判定を行っています。

本評価の実施目的は、指定管理者自らがその結果等の検証を通して、課題や問題点を把握し、主体的に改善に取り組むことにより、施設運営の適正化を図ることにあります。そのため、「要改善」とされた事項がある場合には、施設所管課の指導・監督の下、計画的に改善を図っていくものとします。

なお、評価において「要改善」とされた事項については、その具体的な指摘の内容、指定管理者による改善に向けた取組方針、状況等を下記の「第3 要改善事項に関する指定管理者の取組状況」に記載してあります。

1 業務の要求水準達成度に関する評価

評価項目 及び 評価の主な視点	所管課の評価	
	適正	要改善
(1) 管理業務の実施状況に関する評価		
ア 障害者教養文化体育施設の維持管理に関すること ・施設の保守点検を適切に行っているか。 ・必要な修繕を適切に行っているか。	○	
イ 事業の運営に関すること ・障害者の教養文化活動の支援及び体力の向上について、適切に指導されているか。 ・障害者の福祉に係る情報の収集及び提供並びに相談及び助言に関する業務について、適切に実施されているか。 ・障害者の利用者数増加に努めているか。（施設の稼働率等の目標及び実績については、別紙1「利用状況について」を参照）		○
ウ 教養文化体育施設の使用の許可に関すること ・使用許可に関する業務について、適切に実施されているか。	○	
エ 教養文化体育施設の使用料の徴収に関すること ・使用料徴収に関する業務について、適切に実施されているか。	○	
オ その他 ・防火管理は適切に実施されているか。 ・危機対応管理は適切に実施されているか。		○

<ul style="list-style-type: none"> ・トラブルや苦情への対応を適切に行っているか。 ・情報公開の取扱いについては適切に実施しているか。 ・利用者の意見を取り入れているか。 ・地域との交流等は適切に行っているか。 ・視察や見学等に対しては適切に対応しているか。 ・諸規則の整備は適切に行っているか。 ・参加者負担金等の取扱いは適切に行っているか。 ・サービス向上に資する取組は適切に行っているか。 ・各種調査等への対応は適切に行っているか。 ・市が実施する生活支援拠点等の整備について適切に対応しているか。 ・個人情報保護等の取組を適切に実施しているか。 ・仕様書に基づき、市への業務報告を適切に実施しているか。 ・市の推進する施策等に機動的に協力することができているか。 		
(2) 管理運営体制の継続性、安定性に関する評価		
<p>ア 組織、職員の配置に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に必要な組織を設置し、有資格者を含め、適正に職員を配置しているか。(運営組織及び職員配置の状況については、別紙2「施設の運営組織及び職員配置」※添付省略を参照) ・職務遂行能力の向上に必要な職員研修等を適切に実施しているか。 		○
<p>イ 財務事務の処理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者への業務委託等に係る契約事務を適切に執行しているか。 ・経理事務を適切に執行しているか(帳簿の整理、支払証拠書類等の保管等)。 ・物品の管理を適切に実施しているか。 	○	
<p>ウ 事業収支に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支決算は収支計画書の内容と大きな隔たりが生じていないか。(収支決算の状況については、別紙3「収支報告書」を参照) ・過大な支出や事業目的に合致しない支出が含まれていないか。 	○	
(3) サービス向上の取組に関する評価		
<p>ア 指定管理者が提案したサービス向上に資する事業に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案事業を計画どおり実施しているか。 ・提案事業の内容はサービス向上に寄与しているか。 		○

2 利用者の満足度に関する評価

評価項目 及び 評価の主な視点	所管課の評価	
	適正	要改善
(1) 利用者アンケートに関する評価		
ア 利用者アンケートの結果に関すること。	○	

<p>・令和6年度の利用者アンケートの結果、施設の整理、清掃状況など下記の調査項目について、概ね利用者の満足が得られているか（アンケートの調査結果については、別紙4「利用者アンケート結果」※添付省略を参照）。</p> <p>【判断基準】 「とても良い」及び「良い」を合わせた割合が50%以上、かつ「悪い」及び「とても悪い」の割合が10%以下</p> <p>【アンケートにおける調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の整理、清掃状況 ○職員の応対 ○予約のしやすさ ○サービスの満足度 ○設備・備品の使いやすさ ○施設内の案内表示 ○施設の満足度 ○施設の再利用 		
<p>イ 利用者アンケート結果の活用状況に関すること。</p> <p>・前年度の利用者アンケートの結果において、利用者から改善を求められた事項について、改善を図るなど適切に対応しているか。</p>	○	

3 総括評価

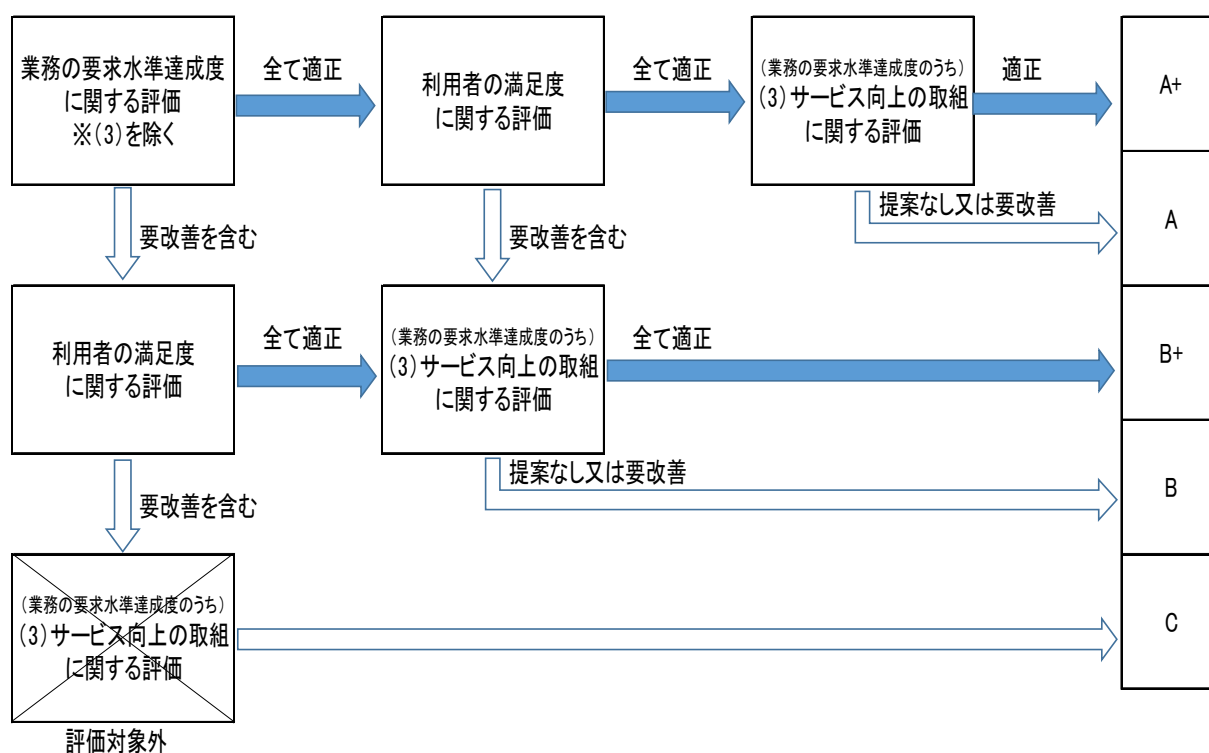
評価	所見
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持管理に関することについて、保守点検等、計画的に実施しており、適正と認められる。 ・ 事業の運営に関することについて、障害者の利用者増加が目標に達しておらず、要改善となった。 ・ 生活支援拠点等の整備に関して、体験機会の場の提供については現在準備段階であり、要改善となった。 ・ 職員に対して施設の管理運営に必要な基本研修について、部署内研修のみを実施し、外部研修を実施していないため、要改善となった。 ・ サービス向上の取組に関する評価について、利用者増加のために、ホームページやパンフレットのリニューアルを行っておらず、また、アンケートを実施しニーズ等を把握する必要があるが、提案事項に対する利用者アンケートを実施していないため、要改善となった。 ・ 利用者アンケートについて、施設の整理、清掃状況や職員の応対等全ての項目において、判断基準以上であり、適正と認められる。 ・ 施設の管理運営については、おおむね適正に運営がされているが、上記のとおり、業務の水準達成度が目標指数に達していないことや、サービス向上の取組に関する評価が要改善となったため、総合評価は「B」とする。

<評価基準>

評価	業務の要求水準達成度に関する評価※	利用者の満足度に関する評価	業務の要求水準達成度のうち、(3)サービス向上の取組に関する評価
A+	全ての項目が「適正」である場合	全ての項目が「適正」である場合	「適正」である場合
A	〃	〃	「要改善」である場合、又は、提案による取組がない場合
B+	業務の要求水準達成度、利用者の満足度のいずれか一方に「要改善」がある場合		「適正」である場合
B	〃		「要改善」である場合、又は、提案による取組がない場合
C	「要改善」がある場合	「要改善」がある場合	評価対象外

※ 業務の要求水準達成度のうち、(3)サービス向上の取組に関する評価を除く。

【参考：総括評価判断フロー】



第3 要改善事項に関する指定管理者の取組状況

本年度の評価において、要改善の判定を受けた事項に関して、その改善に向けた指定管理者の取組方針等を記載しています。

なお、区分の欄中、「新規」の記載がある事項は、本年度の評価で新たに要改善とされた事項であり、「継続」の記載がある事項は、昨年度以前の評価においても指摘がなされていたが、改善が図られず、今年度の評価においても同様の指摘を受けた事項となります。

区分	要改善事項		改善に向けた指定管理者の取組方針等
	評価項目	指摘の内容	
新規	1-(1)-イ 事業の運営に関する こと	ふれあい講座（エアロビクス（10回／年）、親子ヨガ（10回／年）、チャレンジスポーツ（10回／年）、バトミントン（40回／年）、卓球（40回／年））、については、計画どおりに実施できなかったため、講座の内容を見直す等、改善の必要がある。	エアロビクス（10回／年）、親子ヨガ（10回／年）のみの実施となっており、施設の使用（空き）状況と利用者のニーズを把握し、講座を実施できるよう改善を図る。
継続	1-(1)-イ 事業の運営に関する こと	障害者の利用者数増加に係る目標指数については、障害者の月の延べ利用者数の平均が前年より増加していることであったが、目標に達しなかったため、利用者増加のため、パンフレットのリニューアルやSNS等を活用し施設の情報を幅広く周知する等、改善の必要がある。	ホームページ、パンフレットのリニューアルやSNS等を活用し、施設の魅力を発信し、稼働率を増加していく。
継続	1-(1)-エ その他	市が実施する生活支援拠点等の整備について、体験機会の場を提供できるよう、整備をする必要がある。	市と協議の上、体験の機会を提供できるよう、受入れ体制を整備する。
継続	1-(2)-ア 組織、職員の配置 に関する こと	待遇・権利擁護等、内部研修は実施したが、外部研修には参加していない。	外部研修に参加し、職員の専門性の向上を図る。
継続	1-(3)-ア 指定管理者が提案 したサービス向上に 資する事業に関する こと	利用者増加のための、ホームページやパンフレットのリニューアルについては、未実施であるため、リニューアルを実施する必要がある。	ホームページやパンフレットのリニューアル等、利用者の増加や、利用者の利便性が向上する取り組みを行う。

継続	1-(3)-ア 指定管理者が提案したサービス向上に資する事業に関する こと	提案事項に対する利用者アンケートを実施していないため、アンケートを実施しニーズ等を把握する必要がある。	アンケート項目の見直しを行い、提案事項のニーズ把握に努める。

【参考】

前年度の評価において、要改善事項とされたもののうち、指定管理者において改善等を図った事項を記載してあります。

要改善事項		改善等の状況
評価項目	指摘の内容	

水戸市障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズの利用状況について

【設定した数値目標】

1,037人以上

【目標設定の考え方】

障害者の月の延べ利用者数の平均が、前年度の月延べ利用者数の平均よりも増加していること。

前年度実績：322人

【参考・一般利用者】

前年度実績：1,037人

1 利用者数

・障害者

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	313	284	316	314	303	296	317	329	379	273	317	339	3,780
令和5年度	327	329	378	358	288	302	296	299	333	296	314	343	3,863
増減率(%)	-4.3%	-13.7%	-16.4%	-12.3%	5.2%	-2.0%	7.1%	10.0%	13.8%	-7.8%	1.0%	-1.2%	-2.1%
増減要因	新型コロナウイルスによる利用控えも落ち着き、令和6年度は、令和5年度とほぼ同等の稼働率であった。												

・一般利用者

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	1,084	1,081	1,104	1,035	829	1,041	1,207	1,083	971	1,028	982	1,131	12,576
令和5年度	1,150	990	1,139	1,046	858	1,063	1,111	1,047	984	983	1,016	1,051	12,438
増減率(%)	-5.7%	9.2%	-3.1%	-1.1%	-3.4%	-2.1%	8.6%	3.4%	-1.3%	4.6%	-3.3%	7.6%	1.1%
増減要因	ほぼ固定利用者による稼働で、令和6年度の稼働率は令和5年度と同等であった。												

(参考) 令和4年度以前の状況

※現指定管理者の指定期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

1 利用者数

・障害者

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	316	280	341	296	268	289	321	300	304	265	282	345	3,607
令和3年度	268	196	362	325	35	0	305	284	341	173	91	308	2,688
令和2年度	0	0	295	337	268	310	438	313	330	100	192	308	2,891
令和元年度	503	360	531	502	426	490	563	458	422	408	425	7	5,095
平成30年度	422	477	450	417	444	495	678	483	444	427	358	546	5,641
平成29年度	479	467	598	440	496	454	410	491	411	381	401	453	5,481

・一般利用者

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	1,185	1,067	1,383	1,147	785	1,113	1,052	1,106	1,062	906	925	1,211	12,942
令和3年度	1,077	748	958	1,135	211	0	1,213	1,034	1,189	898	628	1,188	10,279
令和2年度	0	0	984	1,171	801	1,049	1,352	1,099	973	354	487	988	9,258
令和元年度	894	720	882	828	740	804	915	790	710	884	866	8	9,041
平成30年度	749	746	748	795	649	714	835	841	779	672	672	963	9,163
平成29年度	941	836	1,069	960	990	881	876	1,007	797	675	636	847	10,515

サン・アビリティーズ収支報告書（令和6年度）

第1 管理業務

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	比較 (決算－予算)	備考
指定管理料	19,967,000	19,967,000	0	
利用料金			0	
その他		229,215	229,215	間接経費分
収入計 (A)	19,967,000	20,196,215	229,215	

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	比較 (予算－決算)	備考
○人件費				
1 人件費	11,546,000	10,110,955	1,435,045	福利厚生費等を含む
小計	11,546,000	10,110,955	1,435,045	
○運営費（人件費を除く）				
1 光熱水費	2,128,000	1,644,617	483,383	電気代 ガス代 水道代
2 通信費	278,000	256,938	21,062	
3 事務用品費	142,000	159,235	△ 17,235	
4 支払手数料	0	0	0	
5 広告宣伝費	0	0	0	
6 会議費	1,000	1,069	△ 69	
7 保険料	101,000	97,630	3,370	
8 燃料費	36,000	21,917	14,083	
9 賃借料	203,000	128,734	74,266	
10 委託料	2,532,000	2,350,826	181,174	業務委託費 保守点検料
11 修繕料	75,000	184,844	△ 109,844	車両費 修繕費
12 租税公課	11,000	10,400	600	
13 消費税及び 地方消費税	1,186,000	1,709,681	△ 523,681	
14 雑費	1,728,000	2,196,721	△ 468,721	返還金支出 諸謝金等 事業区分間繰入金支出
小計	8,421,000	8,762,612	△ 341,612	
支出計 (B)	19,967,000	18,873,567	1,093,433	

(A) - (B)	0	1,322,648		
-----------	---	-----------	--	--